

## 社会福祉法人陽だまり会 役員等報酬規程(案)

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽だまり会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

### (役員及び評議員の理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、同日に合わせて法人の業務を行った場合については、出席報酬と合わせた1日分の報酬とする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、同日に合わせて評議員が法人の業務を行った場合については、出席報酬と合わせた1日分の報酬とする。
- 3 理事会及び評議員会出席時の交通費等の費用については、出席報酬に含むもの

とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事及び監事、評議員が理事会・評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費等の費用は、宿泊を要する業務について、その業務に要した実費を支給することとする。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第8条 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。  
この規定は令和元年6月16日に改訂施行する。

別表1（出席報酬日額）

種 別	区 分	報 酬
理事会出席報酬等	理事	10,000 円
	監事	10,000 円
評議員会出席報酬等	評議員	10,000 円
	理事	10,000 円
	監事	10,000 円

※報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする。

※理事会及び評議員会出席の際の交通費等の費用については支給しない。

別表2（勤務報酬等）

種 別・区 分	報 酬
理事業務報酬等（日額）	10,000 円
監事業務報酬等（日額）	10,000 円
監事監査報酬等（日額）	10,000 円
評議員業務報酬等（日額）	10,000 円

※報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする。

※法人の業務を行った際、宿泊を要する業務についての交通費及び宿泊費等の実費を支払う。

別表3（役員及び評議員の報酬の総額）

種 別	報 酬 総 額(年間)
理事報酬総額上限額	500,000 円
監事報酬総額上限額	300,000 円
評議員報酬総額上限額(定款第8条による)	500,000 円